

(参考資料)

## 家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために ～海外から入国される方へのお願い～

平成24年7月  
宮崎県農政水産部  
畜産・口蹄疫復興対策局

海外では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の悪性伝染病が発生しています。本県でも過去に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、現在はいずれも清浄化されており、二度と発生させないように、畜産農家の方々はもとより、商業や工業、観光などに関係する方々、県や市町村が懸命な取組を行っています。最も大事なことは、ウイルスの侵入を防止することです。入国に当たり、次の点に注意して下さい。

### 1 靴底消毒について

現在、台湾、中国、ロシア極東地域において牛等の動物の悪性伝染病である口蹄疫が発生しています。また、中国、台湾など、世界各地で鳥インフルエンザの発生が確認され、世界的な拡大が懸念されています。

我が国へのこれらの疾病の侵入を防止するため、空港等において靴底の消毒を行っています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 2 海外で畜産関連施設へ立ち入られた方へ

畜産農家などの畜産関連施設や生鳥市場等へやむを得ず立ち入ったり、家畜に接触した場合には、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、日本に到着した際に税関検査場内にある動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

### 3 海外からゴルフシューズ等の土の付着した靴などをご持参される方へ

ゴルフバッグやスーツケースなどにゴルフシューズなど土の付着した靴を収納して海外からご持参される場合、その靴に病原体が付着しているおそれがあります。海外から日本に到着した際には、税関検査場内にある動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。ポスターやアナウンスなどにより、お客様に靴底消毒に関するご案内をしています。

### 4 畜産物の日本への持ち込みについて

肉製品などの畜産物を介して海外で発生している家畜の悪性伝染病が日本へ侵入するおそれがあります。

韓国からの肉製品（生肉、ソーセージ、ハム、ジャーキーなど）や卵の持ち込みは禁止されています。また、日本の牛肉や豚肉の製品なども韓国への持ち込みが禁止されています。これらのものをおみやげに選ぶことは避けましょう。

### 5 入国時の質問について

平成23年4月に家畜伝染病予防法が改正され、牧場などの畜産関連施設に立ち寄った際に着用していた衣類、靴や使用された器具などを携帯しているかどうかについて、10月1日から、動物検疫所の職員（家畜防疫官）が入国者に対し質問できることとなりました。

質問については、飛行機の機内放送及び船舶の船内放送並びに旅客ターミナル内の案内放送にて行っています。また、一部の便では、入国者に対し動物検疫に関する質問票を配布しています。ご協力をお願いします。

### 6 入国後の畜産農家などの畜産関連施設への立入禁止について

入国後、畜産農家などの畜産関連施設へは絶対立ち入らないようにしましょう。